

～航空局からのお知らせ～

★パイロットの医薬品の使用に関するリーフレットの発行について

突然ですが、皆様は以下の状況のとき、どれを選択しますか？

状況：明日乗務があるが、風邪を引いたみたいで体がだるく少しふらつく。

- ①使って良い薬がわからないので飲まずに、翌日は少しふらつくがそのまま乗務した。
- ②市販の風邪薬（鎮静作用あり）で症状が改善したので、朝も飲んで乗務した。
- ③指定医に電話して症状を伝え、確認したうえで薬を使用しながら乗務した。

こういった点に注意すれば良いのか、下記 URL からリーフレットを取得し、Q&A を含め今一度ご確認をお願いします。

（リーフレット発行の経緯）

航空局においては、平成 29 年 3 月 5 日に発生した長野県消防防災ヘリ墜落事故に係る事故調査報告書の公表を受け、操縦士が航空身体検査において既往歴や服薬状況を正しく自己申告を行うことや航空身体検査証明の有効期間中であっても基準への適合性が疑われる場合には、業務を中止し指定航空身体検査医等の指示を受けること等の徹底について取組を進めているところです。

今般、その一環として、操縦士の皆様に対して、医薬品を使用する場合にご確認いただきたい内容を取りまとめたリーフレット『パイロットの医薬品の使用について』を作成し、航空身体検査受検時に指定医から配布することとしました。

医薬品使用の基本的な考え方（リーフレットより）

パイロットが治療で医薬品を使用する場合、当該医薬品だけでなく、現有の病態が航空業務に支障を来す（身体検査基準に適合しない）おそれがないことの「確認」が必要です。

また、医薬品の使用及び病態の「確認」は、指定航空身体検査医又は乗員健康管理医（事業者に配置されている場合。）に対して行うことが原則です。

ただし、市販薬（第3類）及び外用薬の一部については、パイロット自身がこれらを「確認」すれば、使用可能です。

★航空身体検査証明「自己申告確認書」の提出について

2019年7月のメルマガでもすでにお知らせしておりますが、2019年8月1日以降の航空身体検査証明申請時から、「自己申告確認書」の新たな提出が必要となっていますので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

また、自己申告確認書で○を付けた「疾患名」の申請書への記入漏れが無いようご注意ください。

繰り返すにはなりますが、航空身体検査の適正な実施には、申請者の既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等についての正しい申告が、極めて重要ですので、安全運航のためご理解ご協力を宜しく願います。

本件についてご不明な点等ございましたら、運航安全課乗員政策室（医学）（電話 03-5253-8111 内線 50302）までお問い合わせ下さい。

○パイロットの医薬品の使用に関するリーフレット（国土交通省航空局HP）

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001317956.pdf>

○自己申告の徹底に関する周知文書や自己申告確認書の様式他

http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html

○長野県消防防災ヘリ墜落事故に関する運輸安全委員会意見を受けての取組について

http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000128.html

国土交通省 航空局 安全部運航安全課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）

小型機安全担当
